

コーポレートPPA説明会の内容に関する質問回答書

質問事項	回 答
<p>○評価項目③（料金について） 本事業の主目的は、鳥取県産の脱炭素電力を活用することで、県内需要家の脱炭素化促進や電気料金の安定化を図ることと理解しておりますが、そうした中で、需要家料金の負担軽減を評価項目として設定することについては、以下の点を懸念しております。</p> <p>【質問事項 1】 ・従来は環境性よりも経済性を重視し電気料金メニューを選定していたような需要家が、今後は脱炭素化に向けて、新たに環境価値への負担を行おうとするような、積極的な取り組み（経済性よりも環境価値を高く評価し、脱炭素化に貢献しようとする取り組み）をマイナス評価することにつながるおそれ。</p> <p>【質問事項 2】 ・企画提案書において、現行料金と令和 9 年度以降の料金を比較する項目がありますが、需要家が現行契約とは異なる小売事業者と連名で入札する場合、営業秘密の観点から、現行契約とは異なる小売事業者に対して現行料金の開示が不可となるケースがある。</p>	<p>【回答 1】 コストを払ってでも再エネを調達しようという需要家の努力を削いでしまうという意見かと思いますが、県としては需要家のコスト負担を少しでも抑えたいと考えの下公募を実施したいと考えております。</p> <p>【回答 2】 相対契約の金額をベースとしたした場合、ご懸念のとおり営業秘密の観点からトラブルが発生する可能性がありますので、以下のとおり検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル入札の応募時にPPA料金の情報をプロポーザル入札の審査に使用することに同意いただきます。 ・従来契約については、個別の単価の提示は求めず、コーポレートPPAによる年間電力使用量を現行料金単価で仮定して計算したものを提示いただこうかと検討中です。 ・入札結果の公表において、需要家の電気料金や単価は公表いたしません。 ・電気料金等が記載されたコーポレートPPAによる電気料金等比較（小売電気事業者⇔需要家）について、営業秘密の観点から、現行料金をベースにした見込みは需要家に記載いただき、コーポレートPPA料金については予め小売り⇔需要家で記載事項を調整いただいたうえで、提出は需要家からお願いいただくことを検討しています。

<p>【質問事項 3】 ・PPA 供給以外の 契約について、長期（4 年間）の契約であることで需要家との目線が合わず合意が難しくなる可能性がある。</p> <p>○評価項目④⑤（環境価値・脱炭素化推進）について</p> <p>【質問事項 4】 評価項目④⑤に挙げられている、環境価値を活用した産業振興の取組・提案、脱炭素化推進に係る取組・提案の実施は、応札を行ううえでの必須要件でしょうか。それとも、実施した場合、評価の加点につながる、というものでしょうか。具体的にどのような提案を想定されているのか、サンプルがあればご提示いただけますと幸いです。</p> <p>○入札条件・スケジュール等について</p> <p>【質問事項 5】 発電所毎に分けて入札予定とのことですが、3 発電所をまとめて入札した場合、発電量の過不足を補完できるため需要家にとって利用しやすい利点があるのではないかと考えております。 また、発電所の 30 分発電量データについては、公募のタイミングで公表されるという認識でよろしいでしょうか。 このほか、採択後に、需要家の辞退が発生した場合のペナルティは設けられているのでしょうか。 （PPA はいつから供給開始しても問題ないとのことですが、供給開始前または供給期間中に辞退されるなどの可能性もあるため、お伺いする次第です）</p> <p>○受給契約の最低価格について</p> <p>【質問事項 6】 受給契約の最低価格は設定されるご予定でしょうか。</p>	<p>【回答 3】 PPA供給の料金は4年間固定いただき、PPA供給以外については柔軟に対応いただきたいと思いますと考えております。 ※PPA供給以外についても4年間契約いただくが、契約内容の変更は可</p> <p>【回答 4】 現時点の考えとしては、必須要件で考えております。具体例としては、電力のブランド化の提案や、環境教育等を想定しています。</p> <p>【回答 5】 ・様々な需要家や小売電気事業者が入札に参加できるように、現時点では発電所毎の公募を検討しています。 ・発電所の30分発電量データは、公募のタイミングで公表する予定です。 ・3者協定において原則として需要家が辞退しないように求めますが、需要家へのペナルティは考えておりません。</p> <p>【回答 6】 最低制限価格を設定します。なお、入札要件として、受給契約の単価は最低制限価格を上回るものとする予定です。また、最低制限価格は公表しません。</p>
---	---